

事業評価調書〔途中評価〕（令和6年度）

1. 施設の名称等

施 設 名 称	長崎県小江原射撃場
所 在 地	長崎市小江原５００

事業所管	教育庁	体育保健課
課(室)長名	松山 度良	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	—	
	施 策	—	
	事 業 群	—	

2. 施設の概要

設置年月日	昭和 45 年 5 月 1 日																																															
設置法令等	長崎県体育施設条例第 1 条（昭和 39 年 3 月 25 日）																																															
設置目的	県民の体育及びレクリエーションの普及並びにその振興を図るため。																																															
利用対象者等	利用対象：ライフル競技者 開場時間：午前9時～午後9時（適宜） 休業日：適宜、年末年始（12月29日～1月3日）																																															
施設内容	面積 18,248.62㎡（H25.9月改築、供用開始） 建物 1階 1,127.09㎡ 50mスモールエアリアル（パツル式 25的） ※10mエアリアル、エアピストル兼用の10的含む 2階 1,076.11㎡ 10mエアリアル、エアピストル（覆道式 36的） ※10mビームリアル、エアピストル兼用の14的含む																																															
施設の利用率	<table><tr><td colspan="3">専用使用</td></tr><tr><td colspan="2">使用区分</td><td>1時間</td></tr><tr><td rowspan="2">10m</td><td>児童生徒</td><td>1,200</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,500</td></tr><tr><td rowspan="2">50m</td><td>児童生徒</td><td>1,600</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,300</td></tr><tr><td rowspan="2">BP・BR</td><td>児童生徒</td><td>1,200</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,500</td></tr><tr><td colspan="3">一部使用</td></tr><tr><td colspan="2">使用区分</td><td>1時間</td></tr><tr><td rowspan="2">10m</td><td>児童生徒</td><td>100</td></tr><tr><td>その他</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="2">50m</td><td>児童生徒</td><td>100</td></tr><tr><td>その他</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="2">BP・BR</td><td>児童生徒</td><td>100</td></tr><tr><td>その他</td><td>200</td></tr></table>						専用使用			使用区分		1時間	10m	児童生徒	1,200	その他	2,500	50m	児童生徒	1,600	その他	3,300	BP・BR	児童生徒	1,200	その他	2,500	一部使用			使用区分		1時間	10m	児童生徒	100	その他	200	50m	児童生徒	100	その他	200	BP・BR	児童生徒	100	その他	200
専用使用																																																
使用区分		1時間																																														
10m	児童生徒	1,200																																														
	その他	2,500																																														
50m	児童生徒	1,600																																														
	その他	3,300																																														
BP・BR	児童生徒	1,200																																														
	その他	2,500																																														
一部使用																																																
使用区分		1時間																																														
10m	児童生徒	100																																														
	その他	200																																														
50m	児童生徒	100																																														
	その他	200																																														
BP・BR	児童生徒	100																																														
	その他	200																																														
類似施設の設置状況	<table><tr><td></td><td>長崎県 小江原射撃場</td><td>佐賀県 SAGAサンライズパーク エアリアル場</td><td>沖縄県 ライフル射撃場</td></tr><tr><td>R5利用者(人)</td><td>9,194</td><td>2,837</td><td>2,495</td></tr><tr><td>指定管理者制度導入時期</td><td>H18.4.1</td><td>H18.4.1</td><td>H18.4.1</td></tr><tr><td>R5管理運営費負担金(千円)</td><td>4,036</td><td>総合体育館を含む</td><td>武道館アリーナ棟を含む</td></tr></table> ※佐賀県はSAGAサンライズパーク全体（SAGAプラザ（総合体育館）、SAGASTADIAUM（総合運動場）、SAGAAQUA（水泳場）、SAGAAリーナ等）の管理運営費負担金額となっている。 ※沖縄県は単独施設ではなく、武道館アリーナ棟、同トレーニング室、ライフル射撃場及び錬成道場棟施設を一括して指定管理している。							長崎県 小江原射撃場	佐賀県 SAGAサンライズパーク エアリアル場	沖縄県 ライフル射撃場	R5利用者(人)	9,194	2,837	2,495	指定管理者制度導入時期	H18.4.1	H18.4.1	H18.4.1	R5管理運営費負担金(千円)	4,036	総合体育館を含む	武道館アリーナ棟を含む																										
	長崎県 小江原射撃場	佐賀県 SAGAサンライズパーク エアリアル場	沖縄県 ライフル射撃場																																													
R5利用者(人)	9,194	2,837	2,495																																													
指定管理者制度導入時期	H18.4.1	H18.4.1	H18.4.1																																													
R5管理運営費負担金(千円)	4,036	総合体育館を含む	武道館アリーナ棟を含む																																													
県 予 算	区 分 (単位：千円)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)																																									
	財源	国 庫																																														
		その他（ 諸収入 ）	4,318	5,759	3,879	4,036	5,024																																									
	一般財源																																															
	事業費＜A＞		4,318	5,759	3,879	4,036	5,024																																									
	内 訳	管理運営負担金	4,318	5,759	3,879	4,036	5,024																																									
		その他（ 修繕費 ）																																														
	人件費＜B＞																																															
	合計＜C＝A＋B＞		4,318	5,759	3,879	4,036	5,024																																									
単位あたりコスト		1	1	1	1																																											
(説明) 「当施設を利用する1人当たりのコスト」＝C÷（年間利用者数）																																																

(説明) 「当施設を利用する1人当たりのコスト」=C÷(年間利用者数)

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》 長崎市淵町2番25号			
	《名称》 長崎DS・スポーツ協会グループ			
	《代表者氏名》 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 代表取締役社長 大熊 稔幸			
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日			
業 務	①施設の利用に関する業務 ②施設の管理に関する業務 ※指定射撃場に配置が義務づけられている管理者の配置については専門的知識を要するため、県ライフル協会に委託している。			
利用料金制	■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①	年間利用者数		(目標値の根拠) ①コロナ禍の令和2年度及び3年度を除いた、直近3年間の平均人数		＜令和6年度実施における変更点＞ ①利用者数目標値を、9,700人から9,300人へ変更			
	②								
	③								
	実 績			令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)	
			単位						
	①	a	目標値	人	8,800	5,200	6,900	9,700	9,300
		b	実績値	人	5,148	6,820	9,653	9,194	
		c	達成率b/a	%	58	131	139	94	
	②	a	目標値						
		b	実績値						
		c	達成率b/a	%					
	③	a	目標値						
		b	実績値						
		c	達成率b/a	%					
指定管理者の収支状況		事業計画 (R5)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)	
		(千円)	実績－計画						
	利用料金		0					898	
	県負担金	3,646	1,173	4,318	5,759	3,879	4,819	4,060	
	その他	973	▲ 907	55	56	71	66	66	
収入計a		4,619	266	4,373	5,815	3,950	4,885	5,024	
支出b		5,450	▲ 232	3,345	4,634	4,445	5,218	5,312	
	うち人件費		0						
収支a-b		△ 831	498	1,028	1,181	△ 495	△ 333	△ 288	
配置職員数 (人)	常勤	0	0	常勤 0	常勤 0	常勤 0	常勤 0	常勤 0	
	非常勤	0	0	非常勤 0	非常勤 0	非常勤 0	非常勤 0	非常勤 0	

※（注記事項があれば記載）

5. 令和5年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計	画	実	績
	＜指定管理者実施分＞ ■施設の維持管理 ①施設整備及び備品の保守点検		＜指定管理者実施分＞ ■施設の維持管理 ①指定射撃場は、管理者として専門知識を有する者の配置が基準となっているため、大会や練習等での射撃場利用時の管理については、県ライフル射撃協会に委託している。 施設自体の維持、管理については指定管理者において実施された。 ②敷地内の除草作業、落ち葉の清掃を随時実施。 ③危険箇所や修繕必要箇所の確認、省エネ活動点検を実施。	
	②清掃等の管理業務の実施			
	③安全EC0パトロールの実施			
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価				B
(説明) ・指定射撃場に配置が義務づけられている管理者の配置については、専門知識を持つ県ライフル射撃協会に委託しており、安全が確保され適切に管理されている。				

6. 令和6年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
・引き続き、小中学生に対して射撃競技への関心・理解を深め、競技人口の拡大を図るとともに、各種大会や練習会及び合宿等を誘致し、本県ライフル射撃の競技力向上を図る。

7. 令和6年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視 点	評 価	施設の在り方についての評価	視 点	評 価
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	必要性	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
	（その他の観点）			・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある
				（その他の観点）	

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和7年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持 ■ 改善	移管	廃止
（説明：令和6年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容）			
・引き続き、競技人口拡大や射撃競技の普及促進を図るため、小中学生育成事業やヤングスターランクリスト会などの自主事業の開催や各種大会を開催していく			